

USEN レジ利用規約

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

- 株式会社 U S E N (以下「当社」といいます。) は、「USEN レジ利用規約」(以下「本規約」といいます。) を定め、本規約に従い「USEN レジ」(以下「本サービス」といいます。) を提供します。
- 本規約は、当社に本サービスの利用申込を行ったお客様および当社との間で本サービスの利用契約が成立したお客様に対し、適用されます。
- 本規約の他、本サービスの利用上、当社が別途定めるご利用条件・個別規定・その他の通知等(以下「個別規定」といいます。) も本規約に準ずるものとし、個別規定に定める事項が本規約に抵触する場合は、個別規定の定めが本規約に優先して適用されるものとします。

第2条 (本規約の変更)

- 当社は、サービス・機能等の追加・変更、販売方法・料金プランの追加・変更、定義の追加・変更、サービス名やサービスブランドの変更、他社のサービスとの連携による特約事項の追加、法令改正や社会規範・社会情勢の変化の反映、当社の他のサービスに関する規約との整合・統一化、誤字・脱字等の文言の修正等(これらを含みますがこれらに限られません。) の場合に、本規約の内容を随時変更できるものとします。
- 本規約を変更する場合、当社は変更後の規約内容および変更日を、事前に本サービスに使用される WEB 管理画面上に掲載または書面・電子メール等で事前に通知するものとし、次項に定める異議の通知がない場合、変更日をもって、お客様が変更後の規約につき同意したものとみなします。ただし、お客様一般に利益となる変更については、掲載後または通知後ただちに変更後の規約を適用できるものとします。
- お客様は、変更後の規約内容を承諾しない場合には、変更日までに当社に対して書面により異議を通知するものとします。当該書面による異議が期限内に当社に到達した場合、当社は当該変更について、お客様と協議するものとします。

第3条 (用語の定義)

本規約における用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
お客様	本規約の定めに従い本サービスを利用することに同意した個人または法人
利用契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
本システム	クラウド型 POS・OES システム
サポートサービス	本システムの運用支援・技術サポートサービス
設置先	本サービスを設置、利用する店舗等
代理店	本サービスの販売を行うために当社が選定した販売代理店
オプションサービス	本サービスに付随して有料で追加できるサービス
アカウント	当社がお客様に発行する本システムにアクセスする際に利用者を識別するための ID およびパスワード
IoT 機器	PC や Android 端末、その他の当社が本サービスの提供にあたりお客様に販売または貸与する機器

第4条 (本サービス)

- 本サービスとは、当社が提供する次の各号のサービスの総称をいいます。
 - モバイル POS サービス：本システムの使用を許諾することにより提供するサービス
 - サポートサービス
 - 前各号に付随・関連するサービス
- 具体的なサービス内容は、第3章で規定するものとします。

第2章 利用契約

第5条 (契約の単位)

本サービスの利用を希望するお客様は、設置先ごとに本サービスの利用申込を行うものとします。

第6条 (契約の成立および有効期間)

- お客様は、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の申込書(以下「申込書」といいます。)に必要事項を記載し、当社ま

- たは代理店に提出することにより、本サービスの利用申込を行うものとします。
2. お客様と当社間の本サービスに係る利用契約は、お客様が前項で定める方法により本サービスの利用申込をし、当社が当該利用申込を承諾した場合、申込書に記載されたお申込み日に遡って成立するものとし、第7条（利用期間）に定める本サービスの利用期間が終了するまで有効に存続するものとします。
 3. お客様は、当社によりお客様が以下のいずれか一に該当すると判断された場合、i) 申込の謝絶、ii) 利用契約の成立後ににおける利用契約の取り消しがあること、およびこの場合、iii) 当社を如何なる損害の賠償からも免責することを予め承諾するものとします。
 - (1) お客様が記載した申込書の記載内容に虚偽の事実が存在する場合
 - (2) お客様が本サービスまたは当社の提供する他のサービスの料金等の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - (3) 過去に当社の他のサービスの取り消し処分等を受けたことがある場合
 - (4) お客様に、本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき
 - (5) 当社と競合する事業を行うお客様が本サービスの利用申込を行ったと当社が判断したとき
 - (6) お客様が本規約のいずれかに違反している、またはそのおそれがあると当社が判断したとき
 - (7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき

第7条 (利用期間)

1. 本サービスの利用開始日は、申込書に記載するお客様の指定、指示する場所において、お客様の立会いのもと当社が本サービスの利用設定を完了した日とし、本サービスの利用期間は、当該利用開始日より24箇月（最低利用期間）経過した日までとします。ただし、利用期間終了日の1箇月前までにお客様または当社から相手方に対し更新しない旨の書面による通知がない限り、本サービスの利用期間は自動的に24箇月更新するものとし、以後も同様とします。
2. お客様が、最低利用期間経過前に利用契約の中途解約を希望する場合は、お客様自ら中途解約を希望する日が属する月の1箇月前までに当社所定の方法により当社に通知し、利用契約の解約日における利用料金に最低利用期間の残期間（利用契約の解約日の属する月の翌月から最低利用期間の最終月までの期間とします。）を乗じて得た額から支払い済みの利用料金を引いた額（以下「違約金」といいます。）を当社に支払うことにより、当該中途解約を希望する日の属する月の末日をもって利用契約を中途解約できるものとします。
3. サービス利用開始日または利用終了日が月途中であっても、当該月は1箇月の利用として期間を計算します。

第8条 (本サービスおよびオプションサービスのプラン変更)

お客様は本サービスおよびオプションサービスのプランの変更を希望する場合には、当社所定の方法により申込みを行うものとします。なお、プランの変更後も、利用規約の契約期間は変更されないものとし、プラン変更の他、利用契約は有效地に存続するものとします。

第9条 (届出事項および届出事項の変更)

1. お客様は、本サービスの利用申込の際、当社所定の届出事項を申込書に記載する方法で当社へ届け出るものとします。
2. お客様は、前項の届出事項にその後変更が生じた場合、遅滞なく変更後の内容を当社に書面にて届け出るものとします。なお、お客様が当該届出を怠ったことにより、お客様に何らかの損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第10条 (委託および販売代理店)

1. 当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。この場合、当社は、当該委託先と個人情報および機密情報の取扱いに関する契約を締結し、適切に監督するものとし、当該委託先の行為につき連帶してその責任を負うものとします。
2. 本サービスの販売は、代理店が行うことがあります。
3. 代理店が販売を行う場合、本サービスの利用料金、支払条件（振込先を含みます。）その他利用料金の支払にかかる諸条件（第26条（利用料金等の支払義務））については、代理店とお客様の間で合意した内容によるものとし、お客様は当該合意内容に基づき、本サービスの利用料金等を代理店に支払うものとします。利用料金等の支払遅延による遅延損害金（第28条（遅延損害金））についても、お客様は代理店に支払うものとします。また、利用申込書等の提出（第6条（契約の成立および有効期間）第1項）、届出事項の変更（第9条（届出事項および届出事項の変更）第2項）、サービス内容等の申込内容の変更、本サービス利用契約の終了（第7条（利用期間）第2項）については、お客様は代理店に連絡をするものとします。

第11条 (権利義務譲渡の禁止)

お客様は、本サービスに関する契約上の地位、およびこれに関して生じた当社に対する債権等いかなる権利義務も、当社の事前の書面による承諾なく第三者に移転、譲渡または担保に供することはできません。

第3章 USEN レジ

第12条 (本システムの利用許諾)

1. 当社は、本サービスの利用設定を完了後、お客様が本システムの利用が可能となったときより、本サービスの提供を行います。

2. 当社は、本サービスにおいて、【別紙 1】「クラウドサービスに関する SLA (サービス品質レベルについて)」に定めるサービスレベルを維持するよう、努めるものとします。
3. お客様は、通信回線その他お客様が本サービスを利用するうえで必要となる利用環境を、自らの費用と責任で調達、保持および管理するものとします。
4. お客様が、本システムの機能の追加または一部変更を希望し、本システムの追加開発または改修が必要となる場合には、お客様と当社の間で別途契約を締結し、その条件について合意するものとします。

第13条 (当社における情報の利用等)

お客様は、当社および本サービスの共同事業者である株式会社 NTT データ(所在地:東京都江東区豊洲 3 丁目 3 番 3 号、以下「NTT データ」といいます。)が、本サービスに関する保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、お客様の情報・データ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うこと、お客様における本サービスの利用に関する得た統計データ、分析データまたは集合的データ(個人情報自体は含みません。)を本サービスの利用状況の分析、本サービスの改善および当社の事業活動等に利用すること、もしくはどのお客様に関する情報であるかを特定できない形式としたうえで、第三者に開示する等の利用をすることについてあらかじめ同意するものとします。

第14条 (著作権等)

1. 本サービスに関し当社または NTT データが従前より有していたまたは本サービスの提供に伴い当社または NTT データが作成・発明・考案したドキュメント(マニュアル、レポート、提案書等を含みますがこれに限定されないものとします。)、プログラムまたはシステム等(以下「著作物等」といいます。)の所有権、知的財産権その他一切の権利(以下「著作権等」といいます。)は、権利者たるお客様または第三者から提供された物を除いて、原則として当社または NTT データに帰属します。
2. お客様は、本サービスの目的の範囲内において、当社または NTT データより著作物等の使用を許諾されているものとします。ただし、お客様は、当社の事前の書面による承諾なく、著作物等に対する複製、変更、切除その他の改変を行ってはならないものとします。
3. 前項に基づき当社の承諾のもとに行われた改変等により、新たな著作権等の知的財産権が発生した場合の権利は、原則として当社または NTT データに帰属します。ただし、お客様が独自に発明したもの、またはお客様以外の第三者が独自に発明したものについては、この限りではありません。

第15条 (アカウント)

1. お客様は、アカウントを用いて本サービスを利用するものとします。
2. お客様は、アカウントを当社の事前の書面による承諾がないかぎり、お客様のグループ会社またはフランチャイズ加盟店等(以下「関係会社等」といいます。)を除く第三者に利用させることはできません。
3. お客様は、1 つのアカウントを複数の設置先で共有・使用することはできないものとします。アカウントの新規利用者への譲渡は、前利用者がその活動を完全に中止し、本サービスにアクセス不可能となった場合に限り認められるものとします。
4. お客様は、自己のアカウントの使用および管理について一切の責任を負うものとし、盜難・紛失・不正使用・他人による無断使用等の場合を含め、お客様に責任があると否とを問わず、当社は、アカウントの使用および管理から生じた一切の損害について何らの責任も負わないものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。

第16条 (サポートサービス)

1. 当社は、利用契約の成立後、本システムがお客様において円滑に利用されるようサポートサービスの提供を行います。
2. サポートサービスの具体的な内容は、【別紙 2】「「USEN レジ」に関するお客様サポート・駆けつけ運用保守サービスについて」に記載のとおりとします。

第17条 (バックアップ)

1. お客様は、お客様が本サービスの利用に際し取得または作成した情報・データ(以下「データ等」といいます。)について、自らの責任でバックアップを行うものとし、当社は別途個別の定めによりバックアップに関するサービスを提供する場合を除いて、当該データ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、本システムに関して保守運用上または技術上必要であると判断した場合、データ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことがあります。

第18条 (契約終了後の処理)

1. お客様は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた全ての貸与物(アカウントを含みますがこれに限定されません。)を、利用契約終了後直ちに、当社の指示に従い返却またはお客様の責任で廃棄・消去するものとします。
2. 当社は、利用契約が終了した場合、本システムからお客様のデータ等の消去を行います。この場合、当社はお客様の申し出によっても当該データ等の復旧は行わず、また、当該データ等が完全に消去されたことは保証せず、消去証明書の発行は行いません。お客様が必要とするデータ等は、第 17 条(バックアップ)の定めに従いお客様自らの責任でバックアップを行うものとし、当該消去に伴うお客様の損害について当社は一切その責を負わないものとします。
3. 当社は、前項の定めによってデータ等を消去した場合であっても、前条に定める形式でデータ等の利用を行うことができ

るものとします。

第19条 (本サービスの停止)

当社は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、お客様へ事前に通知の上、本サービスの内容を変更し、または、本サービスの正常な提供を行うのに必要な期間、本サービスの提供を一時的に停止することができます。ただし、緊急にサービスの提供を停止する必要性が高いと判断した場合等、事前通知が困難な場合には、お客様への事後の通知をもってこれに替えることができるものとします。

- (1) 本サービスの定期保守、点検、もしくは更新を行う場合、またはこれらを緊急に行う必要がある場合。
- (2) 通常のウイルス対策では防止のできないウイルスによる被害、火災、停電、天災地変などの不可抗力により、本サービスの提供が困難もしくは不可能な場合。
- (3) 突発的な本システムの故障等が発生した場合。
- (4) お客様が利用料金等の支払債務の一部または全部の履行を遅滞し、または正当な理由なく支払を拒絶した場合。
- (5) その他不測の事態の発生により、本サービスの提供が困難もしくは不可能な場合。
- (6) お客様が第 21 条（禁止事項）に違反した場合。

第20条 (外部サービス連携)

1. お客様は、お客様の選択により、当社所定の外部のサービス提供事業者（以下「外部事業者」といいます。）が提供するサービス（以下「外部サービス」といいます。）と本サービスを連携することができます。この場合、お客様は、外部サービスの利用に際して、当該外部事業者と外部サービス利用に関する契約を直接締結し、外部事業者が提示する利用規約を遵守するものとします。また、当社は、当社の責めに帰さない事由による外部サービスとの連携不能、外部サービスの停止、中断等や、データの未配信、消失、閲覧停止等について、何ら責任を負わないものとします。なお、外部サービスの利用主体はお客様であり、外部サービス利用に関する契約に基づき、お客様から当社に適切に開示されたログイン情報を使い、および／または当社が、お客様の機密情報または個人情報について外部サービスを適用することは、第 36 条（機密情報・個人情報の取扱い）に定める第三者への開示にはあらざるものとします。
2. お客様は、前項に定める個人情報を外部サービス連携の対象となる個人から適切な方法で適法に取得するものとします。また、外部サービス連携の利用により、お客様が公表済みの個人情報の利用目的が変更になる場合、お客様は変更後の利用目的を公表するものとします。

第21条 (禁止事項)

お客様は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 本システムの全部または一部を複製、変更、翻案等する行為
- (2) 本システムにつき、リバース・エンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルする行為
- (3) 本システムの全部または一部を、有償・無償問わず、当社の事前の承諾なしに関係会社等またはその他の第三者に貸与・使用させる行為
- (4) 虚偽、不完全、不正確な情報を本システムに登録または当社に届け出る行為
- (5) 当社またはその他の第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他一切の権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為
- (6) 本サービスの利用目的に反する行為（IoT 機器を利用した、本サービスと関係のない動画視聴、ダウンロードなどを指しますが、これらに限定されません。）、または本規約に違反する行為
- (7) 本サービスの運営を妨げる行為、犯罪行為その他の法令違反行為に結びつく行為、または公序良俗に反する行為
- (8) 当社またはその他の第三者を誹謗中傷し、またはその名譽もしくは信用を毀損し、または毀損するおそれのある行為
- (9) 当社または第三者の機密情報もしくは個人情報を、他の第三者に不正に公表・開示・提供・漏洩する行為
- (10) 他のお客様の本サービスの利用を妨害する行為
- (11) お客様への本サービスの提供を継続することが不適切であると当社が判断するにいたる行為
- (12) IoT 機器の転貸、譲渡、売却、担保の差し入れその他の処分をする行為
- (13) IoT 機器を分解、改造、修理し、IoT 機器にあらかじめ行われた設定変更（アプリの削除を含みます。）し、または当社が禁止するコンピュータプログラムのインストールをする行為
- (14) 利用契約に定める設置先から IoT 機器を移動する行為（ただし、当社がお客様に対し個別に承諾した場合を除きます。）
- (15) 当社の定める利用条件、利用環境、操作手順等に反する行為

第 4 章 IoT 機器の販売・貸与

第22条 (IoT 機器の販売・貸与)

1. 当社は、利用契約に基づき、お客様に対し IoT 機器を販売または貸与します。なお、お客様は、IoT 機器の利用に必要な消耗品および IoT 機器を動作させるために必要な電気代料金その他の費用を負担するものとします。
2. 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない場合、予告をすることなく IoT 機器を変更することができます。
3. お客様は、利用契約の契約期間中であっても、当社から貸与された IoT 機器を返却することができます。
4. 前項の場合、お客様は【別紙 4】「料金表」第 2（契約解除料）に規定する料金の支払を要します。

第23条 (当社から貸与された IoT 機器の返還)

- お客様は、次の各号に該当する場合、当社所定の方法により当社から貸与された IoT 機器を本サービス取扱所へ速やかに返還するものとします。ただし、お客様が当社が定めた返還期日までに IoT 機器を返還しない場合は、当社が回収を行うことができるものとします。この場合、お客様は当該回収に要した費用を当社の請求に基づき負担するものとし、当社の指定する方法および期限に従い当該費用を支払うものとします。
 - 利用契約が解除されたとき。
 - 第 22 条 (IoT 機器の販売・貸与) 第 2 項の規定により、当社が IoT 機器を変更するとき。
 - 識別番号を変更するとき。
 - 不良・故障による交換等その他の事由で IoT 機器を利用しなくなったとき。
 - その他 IoT 機器を利用しなくなったとき。
- お客様は前項の場合において、お客様が IoT 機器を返還しなかったときは、前項各号の通知があった日から経過の期間に対応する月額利用料の額を当社に支払うものとします。
- お客様は、IoT 機器を毀損した状態で返還した場合または滅失、紛失、盗難その他の理由により返還できない場合には、前項に定めるほか、【別紙 4】「料金表」第 4 (紛失・損害金) に規定する料金の支払を要します。
- 当社は、IoT 機器に残存する蓄積データ等により、お客様または第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第24条 (IoT 機器の管理責任)

- お客様は、IoT 機器を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
- お客様は、IoT 機器の盗難、紛失または毀損があった場合には、速やかに当社に届け出るものとします。
- 当社は、第三者が IoT 機器を利用した場合であっても、お客様が利用したものとみなします。
- IoT 機器の盗難、紛失または当社の定める利用条件、利用環境、操作手順等に反する方法で IoT 機器を利用し生じた故障・毀損に起因して生じた損害等について、当社は一切責任を負わないものとし、お客様は IoT 機器の利用において当社に損害等を与えた場合にはこれを賠償するものとします。

第25条 (IoT 機器の利用制限)

- IoT 機器は、本サービスの利用にのみ使用できる本サービス専用の機器であり、本サービスの利用以外の目的では使用できません。
- 本サービス利用期間中および利用契約終了後も、第 31 条 (遠隔管理) 第 1 項に定める死活監視は解除できません。
- 当社から購入した IoT 機器を第三者に転売または譲渡したことに起因するいかなるトラブルについても、当社は一切責任を負わないものとします。
- IoT 機器のメーカー保証期間内に本サービスの利用契約を解除する場合は、本サービスの利用契約の終了と同時に IoT 機器のメーカー保証期間も終了するものとします。

第 5 章 料金等

第26条 (利用料金等の支払義務)

- お客様は、本サービスに対する利用料金として、利用開始日の属する月の翌月 1 日から前条に定める本サービスの利用期間が終了した日の属する月の末日まで、本サービスの初期費用、利用料金、その他費用およびこれにかかる消費税等（以下「利用料金等」といいます。）を当社が定める支払期日までに当社または当社が指定する決済代行会社に対し支払うものとします。なお、本サービスの利用料金等は、【別紙 4】「料金表」に定めるとおりとします。
- お客様は、本サービスにかかる利用契約の申込みまたは手続きを要する請求をし、当社からその承諾を受けたときは、【別紙 4】「料金表」第 3 (手続きに関する料金) に規定する料金の支払いを要します。
- お客様は、本サービスの申込書に記載の支払方法にて、利用料金等を支払うものとします。
- 振込み送金の方法で支払う場合、振込手数料は、お客様の負担とします。
- クレジットカード決済の場合、お客様は、決済代行会社に直接クレジットカード情報を提供し、当社はお客様のクレジットカード情報を取得・保持しないものとします。
- 当社は決済代行会社に対し、決済業務に必要な範囲でお客様情報を（毎月の請求情報を含みます）を開示します。
- 支払期日から 1 箇月を経過しても利用料金等をお支払頂けない場合、当社は本サービスの提供を停止できるものとします。この場合、お客様による支払を当社が確認後、本サービスの提供が再開されます。
- 本サービスの利用期間において、第 19 条（本サービスの停止）に定める本サービスの停止もしくはその他の事由により本サービスを利用することのできない状態が生じたときであっても、お客様は、利用期間中の利用料金等の支払を要します。
- お客様は、申込書等に記載することにより、お客様以外の第三者を利用料金等の請求先に指定することができます。この場合、当社は当該第三者（以下「請求先」といいます。）に利用料金等の請求を行うものとします。ただし、請求先が支払期日までに利用料金等の支払を行わない場合には、お客様が当該利用料金等を支払う責任を負うものとします。なお、本項に該当する場合、請求先は、本規約のうち利用料金等の支払に関する各規定を誠実に遵守するものとします。その場合、当該規定における「お客様」を「請求先」と読み替えるものとします。
- 当社は、本サービスを行うために特別の支出をしたときは、お客様に対して利用料金等とは別に当該費用を請求できるものとし、この場合、支払条件は前項の規定を準用します。なお、特別の支出が必要な場合、当社はその旨事前にお客様に理由を示して通知した上で、当該支出についてお客様の承諾を得るものとします。

第27条 (割増金)

お客様は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として支払うものとします。

第28条 (遅延損害金)

お客様が、第 26 条（利用料金等の支払義務）に定める利用料金等の支払を怠った場合、支払期日の翌日から支払済みに至るまで年 14.6% の割合で、当社に対し遅延損害金を支払うものとします。この場合の諸費用は、お客様の負担とします。

第29条 (債権の譲渡)

当社は、利用契約に基づきお客様が支払を要することとなった料金その他の債務にかかる債権の全部または一部を、第三者に譲渡することがあります。

第30条 (料金の再請求)

当社は、お客様が料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、料金の再請求をするものとし、再請求業務を第三者に委託した場合に当社が要した費用は、お客様が負担するものとします。

第 6 章 保守

第31条 (遠隔管理)

1. 当社は、当社の監視システム等を通じて IoT 機器と通信を行い、死活監視その他当社が定める項目の監視を行います。
2. 前項の監視により IoT 機器内のコンピュータプログラムが停止していることが判明した場合には、当社は、お客様に通知することなく直ちに、遠隔操作によりコンピュータプログラムが停止している IoT 機器の再起動を行うものとします。
3. 本条第 1 項の監視により遠隔操作では解決しない障害が IoT 機器に発見された場合には、当社は、お客様に対し出張修理を案内します。
4. 前項の案内または出張修理前にお客様と当社間で行われた連絡においてお客様負担として説明された費用を除き、前三項の費用は基本利用料に含まれます。
5. IoT 機器との通信を行えない場合には、その原因が当社の故意または重過失によるものである場合を除き、当社は、本条に定める監視その他の行為を行う責任を負いません。

第32条 (お客様の切分責任)

1. お客様は、本サービスを利用できないときその他障害を発見したときは、その旨を当社に通知するものとします。
2. 当社は、前項の通知があった場合には、速やかに障害等の原因を調査するものとします。
3. 当社は、前項の調査の結果、遠隔操作により障害等の復旧が可能であると判断した場合には、遠隔操作により復旧を行います。
4. 当社は、本条第 2 項の調査の結果、IoT 機器の修理が必要であると判断した場合には、出張修理を行います。この場合には、前条の規定を準用します。また、この場合お客様は、次の各号に掲げる事項をあらかじめ承諾するものとします
 - (1) 障害等の解消に IoT 機器の交換が必要となった場合には、交換後の機器が、交換前と同じ仕様の別の機器または同等の機能を有する仕様の異なる機器となる場合があること。
 - (2) IoT 機器の故障の原因がお客様の責めに帰すべき事由によるものであると当社が判断した場合には、その調査および障害解消に要した稼働費（対応した人員の日当および交通費等を含みます。）ならびに故障した機器、設備の修理または交換にかかる費用を、当社の請求に従い支払うこと。

第33条 (修理部品)

当社は、IoT 機器の修理において、その一部に後継品、再生品または代替品を使用することがあります。

第 7 章 一般条項

第34条 (広告宣伝)

1. 当社はお客様から別段の申し出がない限り、お客様が本サービスを利用している事実を他のお客様に紹介することができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、お客様の登録商標の公開・掲載は、お客様の事前承諾の上で行うものとします。

第35条 (免責)

1. お客様は、自己の責任により本サービスを利用するものとし、本サービスの利用から生じる損害（他のお客様、関係会社等またはその他の第三者との間のトラブル、第 19 条（本サービスの停止）の各号の事象が発生することによる損害、第 40 条（本サービスの廃止）に基づき当社が本サービスを廃止したことによる損害、またはその他金銭的損失等の不利益を含みます。）については、自己の責任と負担によりこれを解決するものとし、当社は責任を負わないものとします。
2. 当社は、お客様が本サービスの利用に際し本システムに登録したデータ等、または当社が本システムに登録したデータ等を原因として、お客様や第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、お客様に対し、お客様の本サービスの利用目的への適合性ならびに本サービスの効果等について何ら保証するも

のではなく、これによってお客様に生じた損害につき責任を負わないものとします。

- お客様は、お客様のコンピューター端末におけるシステム環境によって本サービスの一部または全部をご利用いただけない場合があることをあらかじめ了承するものとします。
- 当社が提供したソフトウェア等のインストールによるお客様の情報システム、データ等への損害、動作不良、他のお客様またはその他の第三者との間のトラブルについて、当社は責任を負わないものとします。
- 電気通信事業者、クラウドサービス事業者、ハードウェア事業者、その他の第三者が提供する決済サービス等のサービス・製品またはお客様のコンピューター端末、通信環境等のお客様のご利用環境に起因して生じた障害および損害について、当社は責任を負わないものとします。

第36条 (機密情報・個人情報の取扱い)

- お客様および当社は、利用契約に関して知りえた相手方の機密情報（本サービスに関するノウハウ、本システムに関する情報、技術上または営業上的一切の機密情報を含みます。）および相手方の個人情報を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の書面による同意なく第三者に開示・提供・漏洩しないものとします。
- お客様および当社は、相手方の指示があった場合または利用契約が終了した場合は、相手方の指示に従いすみやかに相手方の機密情報および個人情報を返却または廃棄し、以後使用しないものとします。ただし、第 13 条（当社における情報の利用等）の規定に従い当社が利用する情報を除きます。
- 前二項の定めにかかわらず、お客様が事前に希望しない旨を指定した場合を除き、当社は、当社の親会社である株式会社 U-NEXT HOLDINGS ならびにその子会社および関連会社（以下、総称して「USEN & U-NEXT GROUP 各社」といいます。）のサービスをお客様に紹介する目的の為に、利用契約の存在や取引履歴等の情報を、USEN & U-NEXT GROUP 各社に開示および提供できるものとし、USEN & U-NEXT GROUP 各社は当該目的の範囲内で利用できるものとします。
- 当社は、前項に基づき USEN & U-NEXT GROUP 各社に開示した情報の、USEN & U-NEXT GROUP 各社における取扱いについて、責任を負うものとします。
- お客様および当社は、国その他の公的機関により適法に機密情報の開示を命令された場合、本条第 1 項の定めにかかわらず、当該公的機関に対して機密情報を開示できるものとします。

第37条 (利用契約の解除)

- 当社は、お客様が次の各号に該当する場合、何らの催告なく利用契約を解除できるものとし、お客様は当社に対して負担する金銭的債務について、当然に期限の利益を失うものとします。
 - 本規約の各条項のいづれかに違反した場合
 - 手形・小切手の不渡り、事実上の支払不能もしくはこれに準ずる状態に陥り、または破産、民事再生手続開始等の申立を受け、または自ら申し立てた場合
 - 利用料金等の支払債務の一部または全部の履行を遅滞し、または正当な理由なく支払を拒絶した場合
 - 差押え、仮差押えもしくは競売の申立があったとき、または公租公課の滞納処分を受けた場合
 - 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - 解散、減資、事業（営業）の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - その他お客様の責に帰すべき事由により、お客様と当社との間の信頼関係の維持が困難となった場合
- 当社は、前項の定めに基づき解除をしたことによりお客様およびその他の第三者に生じた一切の損害に対し、何らの責任も負わないものとします。
- 当社は、本条第 1 項の解除をした場合も、損害賠償請求権を放棄するものではありません。

第38条 (反社会的勢力の排除)

- お客様および当社は、自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じ）に現在および将来にわたって該当しないこと、ならびに、反社会的勢力と次の各号の一にでも該当する関係を現在および将来にわたって有しないことを誓約するものとします。
 - 反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること
 - 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
 - その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- お客様および当社は、自己または第三者を利用して次の各号の行為を行ってはならないものとします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- お客様および当社は、前二項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、相手方に対し調査に協力するよう求めることができます。相手方は、これに必要な資料を提出するものとします。
- お客様または当社は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、お客様と当社の間に締結された全ての契約を解除することができるものとします。この場合、契約の解除を行ったお客様または当社は、相手方に損害

が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとします。また、解除を行ったお客様または当社に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

第39条 (損害賠償)

当社は、本サービスの利用によってお客様に生じた損害の原因が、当社の故意または過失によるものである場合は、当該損害のうち直接かつ通常の損害について、第 26 条（利用料金等の支払義務）に定める利用料金等（初期導入にかかる費用は除きます）のうち、当社がお客様より既に支払を受けた金額の直近 6箇月分の利用料金等に相当する額を上限として、賠償に応じるものとします。

第40条 (本サービスの廃止)

当社は、次の場合、本サービスの全部または一部の提供を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。

(1) 廃止日の 1 箇月前までにお客様に通知した場合

(2) 前条各号のいずれかに該当する場合において、本システムの修補・復旧が困難なことにより本サービスの提供を再開できない場合

第41条 (承諾の限界)

当社は、お客様から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等本サービスにかかる当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をそのお客様に通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第42条 (是正措置)

当社は、お客様が、消費者保護を目的とする法令の趣旨に照らし、消費者の誤認または混同を惹起するおそれのある行為に該当する行為を行っていると認められる場合には、お客様に対し、相当の期間を定め、当該行為の是正を求めることができるものとします。

第43条 (個人情報等の保護)

- 当社は、保有するお客様の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）および当社が別途定める「個人情報保護方針（<https://usen.com/legal/privacy1.html>）」および「個人情報の取扱いについて（<https://usen.com/legal/privacy2.html>）」（以下総称して「当社規程」といいます。）に基づいて適正に取り扱います。
- 当社は、お客様の個人情報について当社規程に従うほか、以下の目的で利用します。
 - お客様への本サービスの提供
 - お客様の管理
 - 本サービスの運営上必要な事項の連絡
 - IoT 機器の梱包、発送業務
 - 料金の請求に関する業務
 - お客様からの問合せへの対応業務
 - 当社が発行するメールマガジンの配信
 - 当社および第三者のサービスなどの広告、宣伝、販売の勧誘（E メール等）
 - キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務
 - 新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析
- 当社は、当社規程に従い個人情報を適切に保護し、(イ) お客様の同意が得られた場合、(ロ) 法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合または消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、(ハ) 合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に、必要に応じて個人情報を開示することがあります。
- 当社は、当社規程に従い、本条第 1 項の利用目的の範囲内で業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。

第44条 (地位の継承)

- お客様に相続または合併があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、お客様の地位を承継します。
- 前項の規定によりお客様の地位を承継した方は、速やかにお客様の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に届け出るものとします。

第45条 (分離条項)

本規約のいずれかの規定が法律に違反していると判断され、無効または実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効に存続しつつ実施可能とします。

第46条 (存続条項)

第 11 条（権利義務譲渡の禁止）、第 13 条（当社における情報の利用等）、第 18 条（契約終了後の処理）、第 24 条（IoT 機器の管理責任）、第 25 条（IoT 機器の利用制限）、第 36 条（機密情報・個人情報の取扱い）、第 39 条（損害賠償）、乃至第

48 条（合意管轄）については、利用契約の終了後も有効に存続するものとします。

第47条 (準拠法)

本規約および利用契約に関する準拠法は、日本国法とします。

第48条 (合意管轄)

本規約および利用契約に関する一切の紛争は、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2025 年 3 月 24 日 施行

2025 年 12 月 9 日 改定

【オプションサービスの利用に関する特約】

第1条 (適用関係)

- 「オプションサービスの利用に関する特約」(以下「本特約」といいます。)は、次条に定めるオプションサービスをお申込みのお客様にのみ適用されます。
- 本特約は、本規約と一体となって適用され、本規約と本特約とで矛盾抵触する規定は本特約が優先されます。
- 本特約における用語の定義は、特掲が無い限り本特約においてのみ有効とします。

第2条 (定義)

「オプションサービス」とは、次の各号に定めるサービスをいいます。

(1) USEN ハンディ

本システムと連携し、ハンディ端末でオーダーを受注することができるサービス

(2) USEN Tablet Order

①設置先の USEN Tablet Order が搭載された端末に表示されたメニューより、来店客が自らオーダーすることができるサービス

②来店客が、オーダーした飲食物の支払いを設置先の本システムで決済することができるサービス

(3) USEN Mobile Order

①設置先の USEN Mobile Order が搭載された端末より発行された伝票に印字されている QR コードを、来店客が自らのスマートフォンより読み込み、オーダーすることができるサービス

②来店客が、オーダーした飲食物の支払いを設置先の本システムで決済することができるサービス

(4) USEN Ticket & Pay

①設置先の USEN Ticket & Pay が搭載された端末に表示されたメニューより、来店客自らオーダーすることができるサービス

②来店客が、オーダーした飲食物の支払を設置先の本システムと連携して決済することができるサービス

(5) USEN セルフレジ

来店客が、オーダーした飲食物の支払を設置先の本システムと連携して決済することができるサービス

(6) USEN キッチンディスプレイ

本システムで受け付けた注文情報を専用タブレットでホールからキッチンへ電子表示で情報伝達するサービス

(7) USEN コールディスプレイ

本システムで調理済みになった飲食物の受付番号をディスプレイに表示し、同時に音声案内を再生してお客様をお呼び出しますするサービス

(8) USEN CRM

①LINE アプリの内部で動作する Web アプリケーションであり、ユーザーが別途アプリをダウンロードすることなく、LINE アプリのインターフェースを通じて直接サービスを利用できるサービス

②デジタル会員証、クーポン配布、ポイント利用、スタンプカード配布など、多岐にわたるサービスをユーザーに提供するためのプラットフォームを本サービスで利用できるサービス

③本サービスを利用した来店客の情報や喫食情報等を管理し、顧客満足度向上と売上増加を目指すための機能を提供するサービス

第3条 (前提条件)

- オプションサービスは、本サービスの利用が前提となります。そのため、本サービスの利用契約が終了した場合は、当然にオプションサービスの利用契約も終了するものとします。
- USEN Ticket & Pay および USEN セルフレジの機能のうち、来店客に事前決済機能を提供する場合には、当社の指定する決済サービス（以下「当社指定決済サービス」といいます。）のお申込みが必要です。この場合、お客様は USEN Ticket & Pay および USEN セルフレジの申込みに先立ち、お客様の責任と負担により、当社指定決済サービスを提供する事業者である株式会社 U S E N F i n T e c h と、当社指定決済サービスの利用に関する契約を締結するものとします。

第4条 (利用期間)

オプションサービスの利用期間および最低利用期間は、本規約第4条（利用期間）に定める本サービスの利用期間および最低利用期間に準じます。利用終了日の1箇月前までにお客様または当社から相手方に対し更新しない旨の書面による通知がない限り、オプションサービスの利用期間は自動的に24箇月更新するものとし、以後も同様とします。

- お客様が、最低利用期間経過前にオプションサービスの中途解約を希望する場合は、お客様自ら中途解約を希望する日の1箇月前までに当社所定の方法により当社に通知し、利用契約の解約日における利用料金に最低利用期間の残期間（利用契約の解約日の属する月の翌月から最低利用期間の最終月までの期間とします。）を乗じて得た額から支払い済みの利用料金を引いた額（以下「違約金」といいます。）を当社に支払うことにより、当該中途解約を希望する日の属する月の末日をもってオプションサービスを中途解約できるものとします。
- 最低利用期間内に前条の定めによりオプションサービスの利用契約が終了した場合は、違約金を当社に支払うものとします。
- オプションサービス利用開始日または利用終了日が月途中であっても、当該月は1箇月の利用として期間を計算します。
- 本条第1項の定めにかかわらず、本特約第2条第1号、第6号に規定のUSEN ハンディ、USEN キッチンディスプレイについては、利用期間の定めはありません。

第5条 (免責)

- 当社は、お客様に対し、お客様または来店客に対するオプションサービスの効果等について何ら保証するものではなく、これによってお客様または来店客に生じた損害につき責任を負わないものとします。
- お客様は、お客様または来店客のコンピューター端末におけるシステム環境によってオプションサービスの一部または全部をご利用いただけない場合があることをあらかじめ了承するものとします。
- 当社が提供したソフトウェア等のインストールによるお客様または来店客の情報システム、データ等への損害、動作不良、お客様が来店客に行ったオプションサービスに関する不適切な説明によって発生した来店客との間のトラブル、その他の第三者との間のトラブルについて、当社は責任を負わないものとします。
- 電気通信事業者、クラウドサービス事業者、ハードウェア事業者、その他の第三者が提供する決済サービス等のサービス・製品またはお客様もしくは来店客のコンピューター端末、通信環境等のお客様もしくは来店客のご利用環境に起因して生じた障害および損害について、当社は責任を負わないものとします。
- 本規約第19条（本サービスの停止）の各号の事象が発生したことによりオプションサービスが利用できなかったことによる損害等について、当社は責任を負わないものとします。
- 来店客の誤入力その他誤操作またはお客様の設定不備もしくは確認不足その他の不適切な行為により生じた飲食物の提供の遅れ、間違いその他の事由により、お客様と来店客その他第三者の間で紛争が生じた場合であっても、当社は責任を負わないものとします。

2025年3月24日 施行
2025年12月9日 改定

【お客様が自ら用意した機器（以下「持ち込み機器」といいます。）の利用に関する特約】

第1条 (前提条件)

- お客様が、持ち込み機器を用いて本サービスを利用する場合（お客様が他の設置先で利用するために当社から購入した機器を含みます。）、その持ち込み機器は当社が別途指定するサポート推奨機器に限られます。
- お客様が持ち込み機器を利用する場合、お客様は持ち込み機器が故障していないことを設置前に必ず確認するものとします。
- お客様が持ち込み機器を自ら設置する場合とお客様の依頼により当社が設置する場合のいずれの場合も、持ち込み機器の設置方法および設置場所は当社が決定するものとし、お客様は当社の決定に従うものとします。

第2条 (免責)

持ち込み機器を工場出荷時の状態に戻す作業が必要な場合は、当社が作業を行います。ただし、作業および配送時の故障等について 当社は一切の責任を負わないものとします。

第3条 (設定費用)

当社が持ち込み機器の設置を行う場合、その費用は、本サービスの導入時にお客様が支払う初期費用に含まれます。ただし、お客様が持ち込み機器を自ら設置する場合であっても、当社は、初期費用を減額しないものとします。

第4条 (持ち込み機器の付属品について)

持ち込み機器の付属品は、全てお客様が用意するものとします。なお、お客様がグローリー株式会社（以下「グローリー社」といいます。）製の N300 シリーズ、300 シリーズの自動釣銭機を持ち込み機器として利用する場合、グローリー社による動作点検作業（有料）が必要です。

第5条 (持ち込み機器の動作保証)

持ち込み機器に起因する不具合、損害等について 当社は一切の責任を負わないものとし、故障、不具合等が発生した場合、当社は当該機器の修理、交換等の対応は一切行いません。

2025 年 3 月 24 日 施行

【別紙 1】 「USEN レジ」 クラウドサービスに関する SLA（サービス品質レベルについて）

I USEN レジ クラウドサービス提供時間

サービスの提供時間を 24 時間 365 日とします。

II サービス稼働率

1箇月あたりのサービス稼働率を 99.90%以上といたします。

・条件

- ① サービス稼働率は以下のように計算します。

サービス稼働率 = (計画サービス時間 - 停止時間) ÷ 計画サービス時間

- ② 計画サービス時間とは、1箇月間で稼働するべき時間から、以下を除外した時間です。

- ・事前告知がなされたメンテナンス時間
- ・天災・火災・騒乱等その他の不可抗力および通信事業者、クラウド事業者または ISP の通信回線の故障、お客様のご利用機器、使用環境における障害等による停止時間
- ・その他、当社の責に基づかない場合の停止時間

- ③ 停止時間とは、当社が本サービスの WEB 管理画面の本部機能の全機能が利用できないと判断した場合、その原因となるシステム障害の発生時刻から、状況が収束する時刻までの時間です。

III お客様データバックアップ

お客様データをバックアップし必要に応じて復元いたします。

・条件

- ① お客様データとは「IXお客様データ管理」に記載されている項目が対象となります。

- ② 障害時のデータ復旧を目的としたバックアップとなりますので、定期的にバックアップデータを提供するなどのサービスではございません。

- ③ バックアップは 1 日 1 回取得します。

- ④ 最大 3 日前までのデータを復元可能です。

- ⑤ その他、天災・火災・騒乱等その他の不可抗力による、クラウド事業者による損壊時等はお客様データのバックアップ、復元ができない場合があります。

IV システムログ保管

システムログを最大 90 日間保存いたします。

・条件

- ① 定期的なレポートとしてはログの提供をいたしません。

- ② システムログは以下の内容を取得します。

- ・システムアクセスログ（アクセス元情報など）
- ・システム操作ログ（どの機能を利用したか）
- ・エラーログ（障害が発生した場合、どのような内容か）

- ③ 障害時などに必要に応じて開示いたします。

V 障害検知

10 分間隔でサービスの正常性を確認しています。

障害検知の仕組みは、図 1. (参考) 障害検知の仕組みを参照して下さい。

VI 障害時の運用保守サービス時間

障害発生時は、必要に応じて運用保守サービスのサービス時間の延長対応を実施します。

・条件

- ① 正常稼動状態に戻り次第、運用保守サービス時間は【別紙 2】「「USEN レジ」に関するお客様サポート・駆けつけ運用保守サービスについて」の「II 駆けつけ保守の内容 4. 対応時間」にて対応するものとします。

VII お客様データ取扱者の制限

お客様データにアクセスできる本サービスの保守要員は、当社または NTT データのセキュリティ管理者の許可を得た者に限ります。

・条件

- ① お客様データへのアクセスは以下の場合に発生します。

- ・お客様からお問い合わせがあった場合

- ・システムメンテナンスによりアクセスする必要が有る場合

・お客様データとは「IX お客様データ管理」に記載されている項目が対象となります。

VIII システムセキュリティ

当社は本サービス用設備等に関し、以下の措置を講じるものとします。

- ① SSL (Secure Socket Layer) (128Bit) による通信の暗号化
- ② GMO グローバルサイン株式会社、Amazon Trust Services LLC のサーバ証明書を発行
- ③ インターネットの接続環境にファイアウォールを設置
- ④ クラウドのセキュリティの確保
 - ・ 耐震設計
 - ・ 自動火災報知設備、消火設備
 - ・ 二重化電源、自家発電設備
 - ・ IDカードによる入退室管理システム
 - ・ 24 時間 365 日の有人警備、監視カメラによる常時監視

IX お客様データ管理

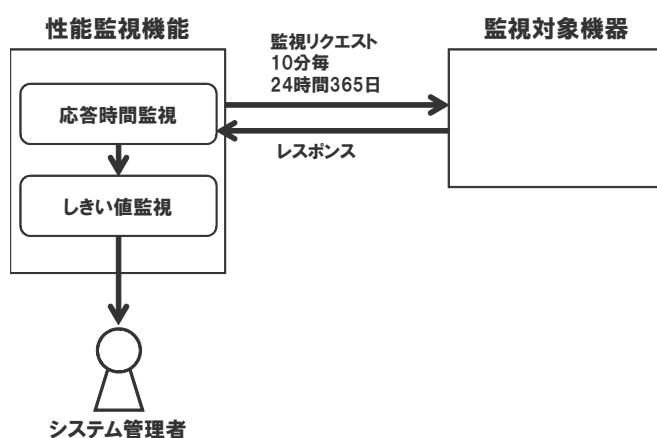
お客様データ保存に関する仕様は以下のとおりとします。

- ① データ保存に関する仕様

対象データ	データ例	対象期間
伝票 データ	<ul style="list-style-type: none">・ 伝票番号・ 伝票金額・ 総商品数・ 客数（合計、男、女）・ 支払金額（現金、カード、商品券、その他）・ 営業日・ テーブル番号・ その他	最大 84 箇月 ※対象データは、85 箇月目に消去されます。 ※保管期間は利用契約中のみとなります。
伝票明細 データ	<ul style="list-style-type: none">・ 商品コード・ 商品名・ 単価、価格（変更後の値）・ オーダー時間・ 配膳時間・ その他	最大 84 箇月分 ※対象データは、85 箇月目に消去されます。 ※保管期間は利用契約中のみとなります。

図 1. (参考) 障害検知の仕組み

性能監視機能が 10 分おきに監視対象機器へ自動的に監視のリクエストを行い、予め定められたしきい値を超えたたら、障害として検知する仕組みになっています。



本 SLA の内容は、当社の責に帰さない事由が発生した場合は、SLA の内容が保証されない場合がございます。
なお、本 SLA の内容は、今後サービスの仕様変更やサービスの拡張に伴い、変更される場合がございます。
本 SLA が変更される場合は、第 2 条（本規約の変更）に従い実施するものとします。

X お客様の設備に関する仕様

上記のサービス品質レベルを維持するため、お客様は、以下の仕様を満たす設備を設定・維持するものとします。

(1) 動作環境

推奨 OS	WEB 管理画面	Windows
	POS 機能	USEN 提供端末(Windows)
	OES 機能	USEN 提供端末 (Android)
推奨ブラウザ		Google Chrome

(2) 電気通信回線

インターネット接続 15Mbps 以上

※ Microsoft Windows は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における商標または登録商標です。

※ Android および Google Chrome は、Google LLC の商標または登録商標です。

※ Pentium は、Intel Corporation の登録商標です。

2025 年 3 月 24 日 施行

【別紙 2】「USEN レジ」に関するお客様サポート・駆けつけ運用保守サービスについて

I サポートサービスの内容

1. お問い合わせ窓口
USEN レジサポートセンター
2. 電話番号
0120-210-440
3. 対応日時
365 日
4. 対応時間
24 時間、365 日受付とします。ただし、22 時 30 分から翌 9 時までは受付のみとし、回答期限は翌々営業日とさせていただきます。
5. サポート範囲
 - ①本サービスの利用方法に関する質問への回答および助言
 - ②バージョンアップでの新機能および変更内容のご案内
 - ③本サービスの不具合情報とその対処方法
 - ④外部接続機器の操作方法に関する質問への回答および助言
 - ⑤留意事項
 - ・インバウンド型コールセンターとなります。
 - ・呼損のアウトバウンドはございません。
 - ・各種マスタ設定、メニュー等の代行登録は行いません。

6. USEN レジ 以外の外部環境変更時の対応

お客様がご利用されるキッチンプリンタ、レシートプリンタ、アクセスポイント、バーコードリーダーなどの外部接続機器について、当社推奨機器以外についてのご利用が発生する場合、動作保証は致しません。外部連携サービス、機器の起因による駆けつけ保守は USEN レジ保守対象外となります。訪問対応が必要な場合は有償にて出張作業を行います。

II 駆けつけ保守の内容

1. お問い合わせ窓口
USEN レジサポートセンター
2. 電話番号
0120-210-440
3. 対応日時
365 日
4. 対応時間
24 時間、365 日受付とします。ただし、22 時 30 分から翌 9 時までは受付のみとし、訪問日の回答期限は翌々営業日とさせていただきます。
5. サポート範囲
 - ①ハードウェアに不時の障害が発生した場合、保守員をハードウェア設置先に派遣
 - ②故障したハードウェアのお預かり
 - ③代替品のお渡し
 - ④ハードウェアのメーカーへの送付または故障内容についてメーカーに報告・確認（メーカーの保証規定にて保証対象となる故障であるとメーカーが判断した場合、メーカーにて 同等品への交換後、お客様に送付されますが、メーカーの保証規定にて保証対象とならない故障である場合、同等品への交換はできません。）
 - ⑤留意事項
 - ・操作問い合わせやメニューの更新などの駆け付け対応はございません。
 - ・お客様環境が起因する事象だった場合に、ご契約中の通信事業者へのお問い合わせなど、復旧に伴う対応をご協力頂く場合がございます。

- ・お客様環境起因による対象機器の再設定は受け付けておりません。(お客様ネットワーク機器の変更やプロバイダ情報の変更などに伴う再設定。)
- ・地域/交通状況等の都合により当日訪問対応が難しい場合がございます。
- ・代替品がすぐに手配できない場合もありますが最短で手配いたします。
- ・故障ハードの購入をお客様にてご選択いただきます。自然故障の場合メーカー保障に準じます。

III 持ち込み機器における保守サポートについて

1. お客様が、持ち込み機器を用いて本サービスを利用する場合、当該持ち込み機器を当社が設置した場合に限り、以下の保守サポートを提供します。
 - ①USEN レジサポートセンターによるお客様サポート（電話による問合せ対応）・駆けつけ保守
駆け付け保守において、当社は、障害箇所を特定するための切り分け作業のみを行うものとします。
 - ②故障時における代替機の提供
持ち込み機器の修理はサポートサービスの対象外とします。お客様は、当社が指定する期間内に持ち込み機器の修理または購入を行うものとし、自らメーカーへ修理を依頼するか、持ち込み機器を新たに購入したうえで、当社に代替機を返却するものとします。
2. お客様が持ち込み機器を利用する場合、当社は各種サービスの正常な動作を一切保証しません。
また、持ち込み機器の故障その他の不具合によりお客様または来店客に発生した損害等について、原因の如何を問わず、当社は一切の責任を負わないものとします。

2025 年 3 月 24 日 施行
2025 年 6 月 30 日 改定

【別紙 3】USEN レジ登録代行オプションサービスについて

I USEN レジ登録代行オプションサービスの申込み

お客様は、USEN レジ登録代行オプションサービスを当社所定の申込書にて申込むものとし、当社が申込内容を確認し承諾した場合、申込書記載のお申込み日に遡って USEN レジ登録代行オプションサービスの利用契約が成立するものとします。

II 有効期間

- USEN レジ登録代行 OP スタンダードプランの有効期間は、USEN レジ登録代行オプションサービス記載のお申し込み日から 1 カ年後の同月末日までとします。
- 有効期間満了日の 1箇月前までに、当社所定の方法にて USEN レジ登録代行 OP スタンダードプランを解約する旨の申請が無い場合は、更に 1 カ年、有効期間が延長されるものとします。
- USEN レジ登録代行 OP スタンダードプランは、1 年単位でのサービスとなります。月単位での利用はできません。
- USEN レジ登録代行 OP ショットプランの有効期間は、USEN レジ登録代行オプションサービス記載のお申し込み日から当社が費用の支払いを確認した日までとします。
- USEN レジ登録代行 OP ショットプランは、登録代行を 1 回だけ実施するプランです。1 回のご依頼につき料金が発生しますので、データ登録後に追加をご依頼された場合、追加の料金が発生します。データのご提出やご指示は一度にまとめてご依頼をお願いいたします。
- 前各項の定めにかかわらず、USEN レジ登録代行 OP スタンダードプランの有効期間中、本サービス、USEN Tablet Order、USEN Mobile Order の全てのサービスの利用契約が終了した場合は、当然に USEN レジ登録代行オプションサービスも終了するものとします。

III USEN レジ登録代行オプションサービスの内容

- お客様は当社所定の依頼フォームに必要事項を入力して、マスターデータの登録を当社に対して依頼するものとし（以下「登録依頼」といいます。）、当社は登録依頼に基づき、お客様に代わり、マスターデータを登録するものとします。
- お客様は、必要な都度、当社に対して登録依頼を行うものとします。
- USEN レジ登録代行オプションサービスの対象となるデータは次のとおりとします。なお、対象サービスの導入時に当社が行う初期登録は USEN レジ登録代行オプションサービスに含みません。

サービス名	対象サービス	データ
USEN レジ登録代行 OP スタンダードプラン	USEN レジ USEN Tablet Order USEN Mobile Order USEN Ticket & Pay	<ul style="list-style-type: none">① 設置先情報（設定・変更）② 担当者（新規登録・変更）③ 商品・メニュー（新規登録・変更、表示順の変更）④ 商品写真⑤ 商品説明文⑥ 多言語設定⑦ メニュー表示制御設定
USEN レジ登録代行 OP ショットプラン	USEN レジ USEN Tablet Order USEN Mobile Order USEN Ticket & Pay	<ul style="list-style-type: none">① 設置先情報（設定・変更）② 担当者（新規登録・変更）③ 商品・メニュー（新規登録・変更、表示順の変更）④ 商品写真⑤ 商品説明文⑥ 多言語設定⑦ メニュー表示制御設定

- お客様が、上記以外のマスターデータの登録を希望する場合、当社は、別途、お客様と当社で協議のうえで合意した内容に基づき対応するものとします。
- USEN レジ登録代行オプションサービスには、訪問対応は含まれません。
- USEN レジ登録代行 OP スタンダードプランのマスターデータの登録の完了は、依頼日から 5 営業日を目安としますが、依頼内容等により 5 営業日以上要する場合があります。
- USEN レジ登録代行 OP ショットプランのマスターデータの登録の完了は、依頼日から 5 営業日を目安としますが、依頼内容等により 5 営業日以上要する場合があります。

また、当社からお客様へ登録依頼に関する確認を行った場合、マスターデータの登録の完了は、お客様から当該確認に対する回答があった日から 3 営業日を目安とします。これに伴い、データの反映日を改めて指定して頂く場合があります。

- 当社は、マスターデータの登録後、お客様にその旨を通知するものとし、お客様は、自ら登録内容の確認を行うものとします。当社の通知をもって、当該登録依頼の納品が完了したものとします。

IV USEN レジ登録代行 OP ショットプランの検収

- お客様は、当社から、メニューデータの納入を受けた日（以下「納入日」といいます）から起算して 2 営業日以内（以下「確認期間」といいます、当社が確認期間を別途指定した場合は、当該指定にかかる期間とします。）に、当該納入済みメニューデータが依頼内容と適合しているか否かを確認し、確認結果を当社に通知するものとします。
- 確認期間中にお客様から通知がない場合、納入日を含む 2 営業日を経過した時点で検収に合格し、USEN レジ登録代行 OP ショットプランの対応が完了したものとみなし、費用のご請求をさせて頂きます。
- 当社は、お客様が納入済みメニューデータの全部または一部が依頼内容と適合していないと合理的に判断し、かつ当該理由および不適合箇所を明示した上で当社に対して確認期間に通知した場合、当該納入済みメニューデータを無償で修補するものとします。修補した場合における納入日は別途お客様と当社が別途協議したうえで決定する日とします。なお、再納入がされた場合の確認期間については本条に従うものとします。

V お問い合わせ対応時間

10:00～18:00（平日のみ／土日祝日および年末年始等の当社休業日を除く）

VI 料金

- USEN レジ登録代行 OP スタンダードプランおよび USEN レジ登録代行 OP ショットプランの利用料金は、【別紙 4】料金表に定めるとおりとし、本サービスの月額利用料と同様の支払方法とします。
- USEN レジ登録代行オプションサービスの有効期間中、お客様が USEN レジ登録代行オプションサービスを利用しなかった場合であっても、当社は利用料金の返還は行いません。

VII 免責

- お客様が、お客様以外の者に登録依頼を行わせる場合には、お客様は自らの責任においてこれを行わせるものとします。
- USEN レジ登録代行オプションサービスの申込者であるお客様と、登録依頼の依頼者が異なる場合、当社は、お客様が依頼者に対し、登録依頼を行う権原を委譲しているものと見做します。
- 同期後のマスターデータの契約不適合について、当社は免責されるものとします。

2025 年 3 月 24 日 施行
2025 年 12 月 9 日 改定

【別紙 4】料金表

通則

(利用料金の日割計算)

1,当社は、利用料金の日割計算を行いません。

2,当社は、料金を合計した額をお客様へ請求します。

3,当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の暦月の起算日を変更することがあります。

(消費税および地方消費税の加算)

4,本規約の定めによる利用料金その他債務の支払を要するものとされている額は、特段の定めのない限り、利用料金に消費税等および地方消費税を加算した額とします。

(端数処理)

5,当社は、利用料金等その他計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。

(支払に係る手数料)

6,振込手数料等の利用料金その他債務の支払に係る手数料は、お客様の負担とします。

(料金などの支払い)

7,お客様は、料金表の規定に基づく料金を、当社が定める期日までに、別途、お客様が申込書で指定した方法により支払うものとします。

(料金額の表示)

8, 本サービスに関する料金額の表示は、消費税等相当額を含まない表示とします。本サービスに関する料金額について支払いを要するものとされている額は、料金表に定める額に消費税等相当額を加算した額とします。ただし、料金表にて課税対象外である旨を明示した料金については、この限りではありません。

(料金の臨時減免)

9,当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時にその料金および工事費を減免することができます。

10,当社は、前項の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを通知します。

11,本通則は、別段の定めがある場合を除き、本別紙以外の料金表に適用されます。

12,当社は、改定日の 1箇月前までにお客様に対して通知をすることにより、初期費用および利用料を改定できるものとします。

料金表

第 1 基本利用料

基本利用料は、第 26 条（利用料金等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

なお、外部接続機器等の本サービスにおける IoT 機器の金額は、利用料金に含まれません。

サービス名	内容	初期費用	月額利用料金
USEN レジ	クラウド型 POS システム	サービス加入料 30,000 円 クラウドマスター設定費 20,000 円 機器設定費 20,000 円 ※本サービス導入時のマスターデータおよびメニューデータの初期登録費用を含みます。	13,980 円

オプションサービス名	内容	初期費用	月額利用料金
USEN レジ サブ POS	2台目以降のクラウド型 POS システム	—	9,980 円
USEN カスタマーディスプレイ	来店客に合計金額等を 表示するシステム	—	500 円

USEN ハンディ	オーダー・エントリー・システム (OES)	マスタ登録費用 30,000 円 機器設定費 30,000 円	端末 1 台あたり 1,000 円
USEN Tablet Order	卓上タブレットを使用するセルフオーダーシステム	マスタ登録費 20,000 円 設置設定費 20,000 円	(1~5 台) 8,000 円 6 台以降 +1,500 円/1 台ごと
USEN Mobile Order	来店者様自身のスマートフォンを使用するセルフオーダーシステム	マスタ登録費 15,000 円 設置設定費 20,000 円	~10 テーブルまで 6,000 円 11 テーブル以降 +500 円/1 テーブルごと 30 テーブル以上 16,000 円
USEN Ticket & Pay	マルチ決済に対応した券売機&セルフ精算機サービス	サービス加入料 30,000 円 設置設定費 30,000 円 マスタ登録費 30,000 円	5,000 円
USEN セルフレジ	USEN Ticket&Pay から後会計機能のみを切り分けた精算機サービス	サービス加入料 30,000 円 設置設定費 30,000 円 マスタ登録費 30,000 円	4,000 円
USEN キッチンディスプレイ	ホールからキッチンへの注文情報伝達をタブレットで表示するシステム	サービス加入料 30,000 円 設置設定費 30,000 円	2,000 円
USEN コールディスプレイ	調理済みになった注文の受付番号をディスプレイに表示・制御するシステム	加入料 30,000 円 設置設定費 30,000 円 モニター施工費 1 台 30,000 円	2,000 円
	コールディスプレイ制御用 STB 1 台ごと	—	500 円
USEN レジ登録代行 OP スタンダードプラン	設置先情報の設定・変更,メニュー商品登録・変更などの登録代行	—	1,000 円
USEN レジ登録代行 OP ショットプラン	設置先情報の設定・変更,メニュー商品登録・変更などの登録代行	5,000 円	—
USEN CRM	①LINE アプリの内部で動作する Web アプリケーションであり、ユーザーが別途アプリをダウンロードすることなく、LINE アプリのインターフェースを通じて直接サービスを利用できるサービス ②デジタル会員証、ク	設定費 30,000 円	10,000 円

一ポン配布、ポイント利用、スタンプカード配布など、多岐にわたるサービスをユーザーに提供するためのプラットフォームを本サービスで利用できるサービス ③本サービスを利用した来店客の情報や喫食情報等を管理し、顧客満足度向上と売上増加を目指すための機能を提供するサービス		
--	--	--

第 2 契約解除料

1. 適用

契約解除料は、第 26 条（利用料金等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

料金種別	内容
違約金	契約更新期間以外の日に本サービスまたはオプションサービスの利用契約の解除があったときに支払いを要します。

2. 契約解除料

種別	単位	金額
違約金	利用契約ごとに	契約期間の残月分の基本利用料に相当する額

※ 初回の契約期間中にのみ発生するものとし、更新後は発生しないものとします。

第 3 手続きに関する料金

1. 適用

手続きに関する料金は、第 26 条（利用料金等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

料金種別	内容
契約事務手数料	本サービスの申込みを行い、その承諾を受けたときは、2.（料金額）に規定する契約事務手数料の支払いを要します。

2. 料金額

種別	単位	金額
契約事務手数料	1 契約ごと	3,000 円

第 4 紛失・損害金

項目	単位	料金額（課税対象外）
USEN レジカスタマーディスプレイ	1 台ごとに	30,000 円
USEN コールディスプレイ (STB)	1 台ごとに	30,000 円

以上

2025 年 3 月 24 日 施行
2025 年 12 月 9 日 改定